

## 高知市教育委員会請願処理規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (請願書の提出)

第2条 教育委員会に対し請願をしようとするもの（以下「請願者」という。）は、教育長に請願書を提出しなければならない。

2 前項の請願書には、邦文を用い、件名、請願の要旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

### (請願書の取扱い)

第3条 教育長は、前条第1項の請願書を受理したときは、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に提出しなければならない。

### (教育長の専決)

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、請願が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を経ずに当該請願を処理することができる。

(1) 請願の内容が軽易なものであるとき。

(2) 第6条の処理が既になされた請願と同趣旨のものであるとき。ただし、当該処理をした日から1年以内に第2条第1項の規定による提出があつたものに限る。

(3) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

2 教育長は、前項の規定により処理をしたときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

### (説明の聴取)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求めて説明を聴取することができる。

### (請願の処理)

第6条 教育委員会は、第3条の規定により提出された請願書を迅速かつ慎重に審議し、その結果を受けて教育長は請願を処理するものとする。

### (その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に提出のあつた請願書について適用し、同日前に提出のあつた請願書については、なお、従前の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。